

事業用太陽光発電所売買マッチング事業者登録に関する募集要項

1 登録制度の目的

本制度は、一般社団法人太陽光発電協会(以下、「JPEA」という)が、事業用太陽光発電所売買(セカンダリー取引)マッチング事業者に登録と関連情報を求め、取引関係者に事業者名等を参考情報として提供することで、適正なセカンダリー取引の活性化に寄与することを目的とする。

2 情報提供方法

- 1) JPEA は、JPEA による情報の提供を希望するマッチング事業者を募集し、申請された事業者を審査の上、要件に合致する事業者を登録する。
- 2) JPEA は、そのホームページに登録事業者名及び JPEA が定めた内容を含んだ情報を掲載することとする。

3 登録要件

JPEA が登録する事業用太陽光発電所売買のマッチングサービスを提供する事業者は、以下の要件を備えていることとする。

- 1) 財務状況(破産法/会社更生法/民事再生法、銀行取引停止処分/不渡手形がない、債務超過でない)
- 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の対象でない。
- 3) 取引時に買い手への説明が以下の項目を含むこと、また書面によってなされていること。
 - ① 事業のための権原に関する説明
 - ② 関係法令遵守状況に関する説明
 - ③ 土木・構造物に関する説明
 - ④ 発電設備に関する説明
 - ⑤ 発電実績に関する説明
 - ⑥ 保守点検記録に関する説明
 - ⑦ ハザードに関する説明
 - ⑧ 保険に関する説明
 - ⑨ 維持管理に関して今後実施すべき内容の説明(業者選定含む)
 - ⑩ 買取期間・交付期間終了後の売電に関する説明、収支シミュレーション
 - ⑪ 地域共生の状況に関する説明(説明会の実施実績や地域住民からのクレームの有無等)
- 4) 不動産(土地や建物)の売買を伴う場合は、その資格をもつものが説明を行うこと。
- 5) 申請書式に従い、JPEA が必須として求める情報を記載すること。

4 登録申請方法

1) 登録申請書類等

事業者は、(1) 登録申請書類及び(2) 添付書類を提出ください。

(1) 登録申請書類

様式 1 登録者の基礎情報

様式 2 事業者登録申請に係る誓約書

様式 3 事業内容および要件の確認書

(2) 添付書類

マッチング事業（提供サービス）の概要のわかるチラシ、ホームページの写し等
取引時の買い手への説明において、定型の書式で説明する場合はその書式

2) 登録申請方法

登録申請書類一式を、電子メールにより、以下の申請窓口まで提出してください。

また、様式の Excel データも合わせて提出してください。

【申請窓口】 一般社団法人 太陽光発電協会 事務局 事業用太陽光発電所売買マッチング事業者 登録係

E-mail : jpea.2ndmatching@jpea-pv.jp

3) 申請書類の取扱い

- ① 申請書類の著作権は、申請者に帰属するものとします。
- ② 申請書類は、審査及び登録後の事業運営に使用します。
- ③ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

5 登録

1) 登録

JPEA は提出書類の審査を行い、本要領で示している要件を全て満たすと確認されたことをもって登録します。また、申請者にメールでその旨を通知します。なお、各事業者が登録のための要件を満たしているかについて、JPEA から直接確認を求める場合があります。

2) 登録期間・更新

原則として初回登録期間は、JPEA が登録内容審査後、登録した日（登録年度）からその翌年度末（3/31）まで。その後は年度更新制とし、JPEA より送られる登録継続確認メールにより登録継続の意思が確認された事業者に対して登録を継続します。

3) 登録の変更・廃止

登録した事業について、事業者が登録内容の変更や登録の廃止を希望するときは、マッチング事業登録 変更（廃止）申請書により申請してください。

4) 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、状況に応じて JPEA が判断・決定したうえで、登録を抹消することができるものとします。

ア 登録の申請内容に、虚偽や重大な誤りがあることが判明した場合

イ 関連する事業等に対する利用者からの不満や苦情への対応等が適切でなかったと認められる場合に改善を求めたものの、その改善が認められず、かつ同様の苦情や不満が継続して寄せられる場合

ウ 事業者の要件を満たしていないことが判明した場合

5) 登録要件の見直し、登録制度の廃止

JPEA は本登録制度の運用について、運用状況や社会情勢を勘案し、必要に応じて登録要件等を見直しを行う場合があります。また、登録制度の廃止を行う場合があります。見直しや廃止に際しては事業者などが対応するための期間を設けます。

6 公表

JPEA のホームページにおいて、事業用太陽光発電所売買マッチング事業者として、事業者名、お問合せ先を掲載します。

なお、JPEA は、公表に際し、以下の文言を併記します。

「本一覧表に掲載された情報は、事業者より提供のあった内容をそのまま掲載しています。利用者におかれましては、本情報を参考情報の一つとして位置づけ、個別案件においては自己の責任で必要な情報を入手するなどして判断されるようお願いいたします。」

以上